

## 平成15年南伊豆町議会第3回臨時会会議録目次

### 第1号（11月28日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
事務局職員出席者.....	2
開会の宣告.....	3
議事日程の説明.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
報第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	4
議第67号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	6
議第68号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	9
議第69号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	12
議第70号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	13
閉議及び閉会の宣告.....	14
署名議員.....	15

## 平成15年南伊豆町議会第3回臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

平成15年11月28日(金曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報第 7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議第 67号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第 68号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第 69号 南伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第 70号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

### 出席議員(11名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
3番	鈴木勝幸君	4番	谷川次重君
5番	鈴木史鶴哉君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
12番	横嶋隆二君		

### 欠席議員(1名)

11番 石井福光君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課係長	斉藤明君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課 係長	小坂孝味君	商工観光課長	飯泉誠君
生活環境課長	鈴木勇君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会 事務局長	楠千代吉君	水道課係長	飯泉孝雄君
会計課長	土屋敬君	行財政主幹	鈴木博志君

事務局職員出席者

事務局長	渡辺修治君	主事	勝田智史君
------	-------	----	-------

開会 午前10時00分

#### 開会の宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成15年第3回南伊豆町議会臨時議会を開会いたします。

#### 議事日程の説明

議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷を配付いたしましたとおりであります。

#### 開議の宣告

議長（齋藤 要君） これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名人を指名いたします。

会議規則に定めるところにより議長が指名をいたします。

5番議員 鈴木 史鶴哉 君

6番議員 梅本 和熙 君

#### 会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は11月28日の1日限りと決定をいたしました。

報第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

報第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

報第7号議案の提案について申し上げます。

去る10月10日に衆議院が解散したことに伴い、第43回衆議院議員選挙並びに第19回最高裁判所裁判官国民審査を11月9日に執行することが決定されました。このことにより、緊急に選挙執行経費の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する暇がないため、10月15日に平成15年度一般会計補正予算第5号を専決処分させていただいた次第であります。

専決処分の内容につきましては、歳入歳出それぞれ1,031万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億2,646万6,000円とするものです。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それではご説明をさせていただきます。

9ページをお願いします。

歳出でございますが、2款総務費の4項選挙費1,031万3,000円を補正するものでありまして、衆議院議員選挙事務でございます。報酬を116万3,000円、これは投票管理者等の報酬でございます。職員手当420万8,000円、賃金56万7,000円、旅費を28万7,000円、需用費を215万9,000円、役務費を111万2,000円、委託料54万円、使用料及び賃借料27万6,000円、次のページの備品購入費を1,000円科目措置したものでございます。

それから7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、9款の地方交付税10万円、普通交付税でございます。

次のページをお願いします。

14款の県支出金でございますが、総務費委託金でございます。衆議院議員選挙委託金1,021万3,000円でございますが、財源の内訳でございますが、6ページをお願いします。補正額1,031万3,000円を補正し、55億2,646万6,000円としたいものでございまして、補正額の財源の内訳は、国庫支出金が1,021万3,000円、一般財源、普通交付税ですが、これが10万円ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第7号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、報第7号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議第67号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第67号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第67号議案の提案理由を申し上げます。

人事院は、本年8月8日に国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与について、2年連続のマイナス給与改定、5年連続の年収引き下げとする勧告を行いました。

内閣はこれを受けて給与改正関係法案を第157回国会に提出し、10月10日参議院本会議で可決成立し、10月16日に公布いたしました。

本町におきましても、県下町村の状況や郡総務課長連絡会の検討結果を踏まえつつ、一般職の職員の給与を国家公務員に準じて改正させていただきたく提案申し上げる次第であります。

条例改正案の内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは説明させていただきます。

今回の人事院勧告の主な内容につきましては、2年連続の基本給の引き下げ、期末手当の支給月数の引き下げ、扶養手当及び住居手当の引き下げ改定を平成15年12月1日から施行す

ることとし、5年連続の年収の引き下げとなるものでございます。本町も国家公務員に準じて改定したいものでございます。

添付してあります条例の新旧対象表を参考にごらんいただきたいと思います。

第1条の一部改正より条文に沿って説明をさせていただきます。

この第1条の中の8条3項には、扶養手当の月額でありまして、その配偶者の額につきまして500円引き下げ、1万3,500円に改定するものでございます。

第9条の2につきましては、住居手当の規定でありまして、住宅取得後5年間は現行どおり2,500円でかわりはありませんが、5年間経過した住宅の1,000円の支給は廃止するものでございます。

15条の3につきましては、期末手当の規定でありまして、12月期末手当を0.25月引き下げ、現行の1.7から1.45月に改定するものであります。

次に、この下からでございますが、再任用職員の期末を個別に規定してございますが、本町に該当はありません。一般職の引き下げに伴いまして、引き下げ改定するものでございます。

次に、基本給の改定ですが、別表給料表のとおり、国家公務員に準じまして平均1.1%の引き下げとなります。

以上の改定につきましては第1条関係ですが、平成15年12月1日から施行するものでございます。

別表給料表ですが、本町を例にいいますと、一番低いところで700円の引き下げ、一番高いところで5,100円の引き下げ、国全体でいきますと1.1%の引き下げとなっております。

次のページをお願いいたします。

次に、平成16年4月1日から施行の第2条関係ですが、第10条の通勤手当につきましては、バス等の交通機関利用者の1カ月定期券相当額を、今後6カ月定期券相当額を支給規定とするため、所用の条文整備をするものであります。例えば新幹線等載っておりますが、これは国の基準でございますので、うちの方はそれに合わせた条文整備をいたすということでございます。

次のページをめくっていただきたいと思います。

中段よりちょっと上に、第15条の3の2項がございます。これは、職員の期末手当につきまして、6カ月支給分を現行1.55月から1.4月に改定し、12月支給分を1.45月から1.6月に改定、勤勉手当を合わせた総支給月数を4.65月から4.44月に、0.25月引き下げるものでござい

ます。

それから、その下につきましては、再任用職員の関係でございますが、本町に該当ありませんが、年間総支給月数を2.45から2.3カ月に0.15月引き下げる改定でございます。

続きまして附則になりますが、附則の1項につきましては、一部改正の施行の月日の規定でございます。2項、3項、4項につきましては、本条例の適用に当たり、給料表の附則に不均衡が生じた場合の附則委任や調整規定でございます。

附則の5項ですが、これにつきましては平成15年4月1日時点での官民給与格差相当分が1.07%ということで、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、これは時間外手当を除く手当でございます。時間外手当を除く給与でございます。それからその合計額と、6月に支給されました期末勤勉手当の合計額に、それぞれ1.07%官民格差を乗じて得た額を差し引きまして、12月の期末手当からその額を引くという調整でございます。

これらの改正によりまして、改定の影響額につきましては、職員と四役合わせて現在167人ですが、その合計額で費用引き下げによる1.7%分の調整で約600万円、それから12月期末手当の0.25月の引き下げで約1,500万円、合計2,100万円程度の減額が見込まれます。これにつきましては、12月の補正で改めてご説明させていただきます。なお、一般会計は期末手当の減額につきましては、1,870万程度の減額が見込まれております。

以上ですが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋議員。

12番（横嶋隆二君） 議案にはやむを得ず賛成するんですが、意見を述べたいと思います。

今回の提案理由は、人事院勧告ということですが、その趣旨は行財政改革と、さらにこの間の深刻な不況の影響ということが言われております。しかしながら、今日の深刻な

不況は政治の責任であり、大企業を中心に、そして大銀行中心の政治を進めてきているからにほかならず、こうした責任失政を顧みず、国民全体の給与の基本指針になる国家公務員や公務員の給与にこれを転嫁するという自体は、許せないことであります。政治が責任を取って、一刻も早くこうした経済情勢を立て直すところにこそ、目を向けなければいけない。

しかしながら、町内の住民の状態を見ますと、失業者が若年層でもあふれていると。そして、給与所得者でも大幅に給与が減額されて、ボーナスも出ないという状況があります。こうした住民感情を配慮するならば、原理原則としてさきに述べた一般論は現に持ちながらも、現状住民の感情に最大限配慮して、住民の気持ちに心寄せて、やむを得ず賛成の立場を表明するとともに、こうした深刻な不況の自体を一刻も早く改善する、また日々の行政の取り組みを通じて、住民生活向上のために邁進する取り組みに、全庁挙げて取り組むよう意見を述べて、私のやむを得ず賛成する意見表明とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第67号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第67号議案は原案のとおり可決をされました。

議第68号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第68号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第68号議案の提案理由を申し上げます。

前号議案と同様に、人事院勧告に基づき、特別職の常勤の者の期末手当を一般職の職員と同様に0.25カ月引き下げ、年間期末手当支給月数を4.4カ月としたいので、提案申し上げる次第でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋議員。

12番（横嶋隆二君） 本議案について、提案理由は人事院勧告という、前議案に倣ってということでありませけれども、町長に質問を行います。

常日ごろ、今合併の問題が全体にかかっている問題であります。そうした理由に、町長は行財政改革ということを行っています。私は、前議案の一般職に対する、やむを得ず賛成の議論を展開しましたが、特別職にあってはみずから行財政改革において、みずからの給与の問題についてどう考えるか、私はこれまでも9月の決算委員会等々、予算委員会でも意見を言ってきましたが、民間の他動的な問題でしかこうした事例はできないのか。全国の中には行財政改革において、みずから合併する、しないにかかわらず、住民の生活に心寄せて給与を大幅に引き下げる、30%等引き下げる、そういうことをやっている自治体もあります。福島県の矢祭町の自治体ではそうですね。町長初め三役は、総務課長レベルに全部首をそろえるということをやっております。そうした点に照らして、岩田町長に考え方をお答えしていただきたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

町長（岩田 篤君） 私たちは町村会という議会があるわけですが、その中でお互いに足並みをそろえようという形の中でやっております。そして、今言われました72万が高いか低いかを言わせていただきますと、県下の首長の給料ベースがあるんですけども、私は必ずしも高い訳ではないし、お互いに各町村会の話し合いの中で現行維持ということになっておりますので、そういう見解でやらせていただきたいと考えております。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

次に原案に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋議員。

12番（横嶋隆二君） 原案には賛成であります。先ほど私が質疑で申したように、みずから今日の行政改革をとらえる、また今日の不況の中で住民の生活に責任を負う町長としての見解を問いましたが、これに対しての意見を述べて私の意見とさせていただきます。

まず一つ、郡下の町村会の中で足並みをそろえるということを行いました。これはみずからの行財政改革、自分の町で自分の町の住民に対して独自の考えを持っていないということを示したにほかなりません。また、県下で低い方だということも、賀茂郡下の住民の生活の給与水準のレベルからいってみれば当然のことであり、しかも今日住民の生活、あらゆる産業が停滞、衰退していく中で、行政の執行責任を問われるならば、この給与水準が県下の中で低いということだけではなく、住民の生活レベルからいえば、十分過ぎるほどのものを持っており、それが執行の内容から見れば、さらにもっと責任を感じてしかるべきだということさらさら申し上げて、今回の人事院勧告の過渡的な意思決定であるなしに、もっと引き下げて住民の立場に身を置いた執行責任を負うべきだということをお聞きして、私の意見とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第68号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決されました。

議第69号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第69号 南伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第69号議案の提案理由を申し上げます。

人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、企業職員の住居手当についても、取得から5年経過した住宅の住居手当1,000円の支給を廃止したいのでご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第69号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決されました。

議第70号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第70号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第70号議案の提案理由を申し上げます。

人事院勧告による国家公務員の給与改正法が10月10日に可決成立したことに伴い、本町の一般職の職員及び特別職の常勤の者の給与等を国家公務員に準じ改正したことにより、議員の期末手当についても一般職等の職員と同様に、支給月数を0.25カ月引き下げ、12月期末手当を1.55カ月に改定、また平成16年4月1日から6月期末手当支給月数を1.5月に、12月期末手当を1.7月に改定し、年間期末手当支給月数を3.45月から3.2月に改定したいのでご提案した次第でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

議第70号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決されました。

#### 閉議及び閉会の宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

第3回臨時会の議事件目が終了しました。

よって、平成15年第3回南伊豆町議会臨時会は、これをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時00分